地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年４月１日から消費税率が5%から8%になったことに伴い、地方消費税も1%から1.7%へ引き上げられました。
この地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、全て「社会保障施策に要する経費」にあてるものとされており、斜里町における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなっています。

【歳　入】　6款 1項 1目　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　　96,100 千円
【歳　出】　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　　1,939,592 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　　（単位：千円）

区分	款	項	目名	平成30年度予算額	特定財源 国・道支出金	特定財源 その他	一般財源 社会保障財源化分の地方消費税交付金	一般財源 その他	備考
社会福祉	民生費	社会福祉費	1. 社会福祉管理費	28,807	5,110	65	1,752	21,880	
			2. 心身障害者及び母子特別対策費	327,474	234,826	1,330	6,770	84,548	
			3. 子ども通園センター費	7,919	1,007	6,912	0	0	
			5. 総合保健福祉センター費	10,097	0	71	743	9,283	
			6. 老人福祉費	49,730	1,512	2,359	3,400	42,459	
			7. 在宅福祉推進費	48,504	0	27,884	1,529	19,091	
			9. 医療保険費	44,890	17,173	4,938	1,689	21,090	
		児童福祉費	1. 児童福祉管理費	158,865	133,935	0	1,848	23,082	
			2. 子育て支援センター費	3,901	1,572	0	173	2,156	
			3. 常設保育園費	89,029	2,249	16,194	5,233	65,353	
			4. へき地保育所費	65,797	20,558	7,024	2,833	35,382	
			5. 児童育成費	45,439	16,938	262	2,093	26,146	
			6. 子ども・子育て支援対策費	71,942	37,053	0	2,586	32,303	
		小計		952,394	471,933	67,039	30,649	382,773	
社会保険	民生費	社会福祉費	6. 老人福祉費（介護保険事業）	168,046	1,914	0	12,316	153,816	
			9. 医療保険費（国民健康保険事業）	123,556	63,510	0	4,452	55,594	
			9. 医療保険費（後期高齢者医療事業）	202,212	34,132	0	12,461	155,619	
		小計		493,814	99,556	0	29,229	365,029	
保健衛生	衛生費	保健衛生費	1. 保健衛生管理費	427,614	0	1,393	31,599	394,622	
			3. 保健対策推進事業費	15,492	863	2,301	914	11,414	
			4. 予防費	34,262	0	0	2,540	31,722	
			5. 母子保健対策費	13,119	102	0	965	12,052	
			6. 精神保健対策費	1,314	113	0	89	1,112	
			7. 保健師活動費	1,583	0	35	115	1,433	
		小計		493,384	1,078	3,729	36,222	452,355	
合計				1,939,592	572,567	70,768	96,100	1,200,157	